

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成28年(2016年)5月23日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 5月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 5月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

- 【1】被控訴人Y1と婚姻したA女の子Y2を,血縁上の父ではないY1が認知。これに対しY1の両親Xらが認知の無効確認を求めた。控訴審は,Xらの訴えを却下した原判決を,扶養義務の発生,相続権への影響からXらは「利害関係人」に当たるとして取り消した(平成26年12月24日東京高裁平成26年(ネ)第4493号)
- 【2】参議院議員X(弁護士)が破産を申立てられた者との間で高額報酬契約を結び破産債権として届出たことに,週刊誌が「虚偽の債権」などとした記事を掲載したため,Xが同誌に損害賠償を請求。控訴審は原判決の一部を覆し,損害賠償とともに謝罪広告の掲載を命じた(平成27年7月8日東京高裁平成27年(ネ)第942号・第2581号)
- 【3】Y(養護盲老人ホーム)に入所していたMによるYに葬儀費用等を除いた財産全部を包括遺贈する旨の公正証書遺言について,錯誤無効が認められ,Mの長女のYに対する不当利得返還請求(2093万円余)が全部認容された事例(平成27年3月23日さいたま地裁熊谷支部平成25年(ワ)第364号)
- 【4】Y1会社の債務を代位弁済したX(信用保証協会)が,Y1,Y2,Y3(Y2はY1の代表取締役であり,Y3と共に連帯保証人)に求償請求した。Y3は,Y1の最終弁済より5年の経過による消滅時効を援用したところ,これが認容されY3に対するXの請求は棄却された(平成27年6月24日大阪地裁平成26年(ワ)第6625号)
- 【5】歩行中の82歳のAが車道に転倒して路線バスに左上肢を轢過された事故についてAの相続人らがバス保有者Y1及びそのY1と契約していた保険会社Y2に自賠法3条に基づき損害賠償を請求した事案。運転手の結果回避可能性を否定して無過失と判断し請求を棄却(平成27年6月26日東京地裁平成26年(ワ)第19431号)
- 【6】成年被後見人Aの成年後見人,弁護士XがA死亡後相続人Yらに最後の後見人報酬につき法定相続分に依じて支払うよう求めた事案。Yらは成年被後見人の財産から支払うべきで後見人報酬債務を法定相続分に依じて相続していないと主張したが同主張は排斥された(平成27年7月22日大阪地裁平成27年(ワ)第1564号)
- 【7】Xは賃貸した事務所が「振込め詐欺」の金員送付先住所として警察庁等のHPに公開されていることを知り賃貸人等に対し瑕疵担保責任,損害賠償を求めた。本判決は賃貸人等において当該賃貸物件の犯罪利用の有無を調査・確認すべき義務はないとしてXの請求を棄却(平成27年9月1日東京地裁平成26年(ワ)第8713号)
- 【8】被相続人Aが死亡し,3通の遺言書が証拠として提出されたが,相続人Xが上記最新の自筆証書遺言は無効としてその無効確認等を求めた事案。同遺言書につき筆跡鑑定の相反する結論,前遺言書との内容の乖離等から同遺言書はAの意思に基づくものではないと判断(平成27年10月22日東京地裁平成26年(ワ)第14920号)

(商事法)

- 【9】株式会社Aの株主XがAのMBOに際し代表取締役らが利益相反等の善管注意義務違反及び忠実義務違反等に当たる行為をし,MBOが頓挫し無駄な費用支出や信用失墜を招いたとして提起した株主代表訴訟において,被告らが約1億2000万円の連帯支払を命じられた(平成27年10月29日大阪高裁平成26年(ネ)第3078号)
- 【10】Y会社の株主(XとZ)間の残余財産分配の合意の効力を認め,Xを除いて行ったYの残余財産分配は会社法502条に違反するとして,清算終了の決算報告を承認する株主総会決議が無効とされた事例(平成27年9月7日東京地裁平成26年(ワ)第26378号)

(知的財産)

- 【11】「フランク三浦」の文字からなる本件商標登録を受けた原告が無効審決を不服として審決の取消しを求めた事案。本件商標は引用商標(「フランクミュラー」)に類似するとはいえざりし出所について混同を生ずるおそれがあるとはいえないとして無効審決を取消した(平成28年4月12日知財高裁平成27年(行ケ)第10219号)
- 【12】特許出願人である原告が拒絶審決の取消しを求めたところ,「皮膚科学的治療のためのシステムおよび装置

」である本願発明について、引用発明1及び引用例2に記載された発明に基づいては容易に想到することができないとして拒絶審決を取消した(平成28年5月11日知財高裁平成27年(行ケ)第10122号)

【13】無効審判の請求人である原告が特許無効審判の請求を棄却した審決の取消しを求めた事案。審決書に引用発明の認定に係る原告の主張を排斥する理由が明示的に記載されていないからといって審決の理由に不備があるということとはできないとして請求が棄却された事例(平成28年5月18日知財高裁平成27年(行ケ)第10139号)

【14】被告が出版する新聞に原告の執筆したブログの一部を引用したことが原告の複製権等の侵害であるとして損害賠償等を求めたが、著作権の対象は思想又は感情を創作的に表現したものであり思想や感情そのものではないとして著作物性を否定し、請求が棄却された事例(平成28年4月28日東京地裁平成27年(ワ)第18469号)
(民事手続)

【15】検察官を被告とする人事訴訟において訴訟の結果により相続権を害される補助参加人(共同訴訟的補助参加人)からの上告兼上告受理申立ては検察官のための上訴期間経過後であっても適法であることを前提に上告棄却兼不受理決定をした事例(平成28年2月26日最高裁平成27年(オ)第1701号,平成27年(受)第2131号)

【16】破産手続開始前に成立した第三者のためにする生命保険契約に基づき破産者である死亡保険金受取人が有する死亡保険金請求権は破産財団に属するとの判示(平成28年4月28日最高裁平成27年(受)第330号)

【17】原裁判所である家庭裁判所に管轄のない家事調停事件が申立てられたため原裁判所が自庁処理をせずに職権で管轄裁判所に移送する決定をしたことに対し、抗告審は当該移送決定は家庭裁判所の裁量権の範囲を逸脱し又は濫用するものであるとして原決定を取消した(平成26年11月28日仙台高裁平成26年(ラ)第151号)
(刑事法)

【18】民家に侵入し財布を窃取した後起きてきた夫婦をナイフでめった刺しして殺害し、一審、二審で死刑判決を受けた被告人が上告したが、被告人のために酌むべき事情を十分考慮しても刑事責任は極めて重大として原判決を是認し上告を棄却した(平成28年3月8日最高裁平成26年(あ)第959号)

【19】罪数に関する法令適用の誤りがあるが、刑訴法411条を適用すべきものとは認められないとされた事例(平成28年3月23日最高裁平成26年(あ)第1870号)
(公法)

【20】被相続人が保険会社との間で締結した年金支払特約付変額個人年金保険契約で発生する相続人の受給権は、相続税法24条1項柱書きに規定する「定期金給付契約に関する権利」に該当しないとする更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分が取り消された事例(平成26年9月11日東京高裁平成26年(行コ)第10号)

【21】上司が原告の処分取消訴訟(入れ墨アンケートの回答拒否による戒告処分)の取下を求め、それが拒否された後になされた原告に対する転任命令は、原告の裁判を受ける権利を侵害する不当な意図・目的によるもので裁量権の逸脱・濫用があるとして当該処分を取消した(平成26年12月17日大阪地裁平成25年(行ウ)第104号)
(社会法)

【22】Xが妊娠中の軽易な業務への転換に際して使用者Yにより副主任を免ぜられ育児休業終了後も副主任に任ぜられなかったのは男女均等法に違反するとしてYに管理職手当及び損害賠償を請求した事案。違反しないとした二審判決破棄後の差戻審で原告主張が認容された(平成27年11月17日広島高裁平成26年(ネ)第342号)

(その他)

【23】弁護士が行う照会についてはその記載内容に不合理がなければひとまず真実として信頼でき、これを前提に照会申出の必要性・相当性判断が許されるし、一方照会先は照会に対し報告する公法上の義務があり、義務の履行としての報告は違法なものとはいえないと判示(平成28年3月11日鳥取地裁平成27年(ワ)第135号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 東京高判平成26年12月24日 判例時報2286号48頁

平成26年(ネ)第4493号 認知無効確認請求控訴事件(取消,差戻(確定))

被控訴人Y1は,A女との間に婚姻し,子Bをもうけた。A女は,既にY2を出生していた。Y1は血縁上の父ではないが,Y2について認知した。これに対し,Y1の両親であるXらが,認知は無効であることの確認を求めた事案である。

原判決は,Xらが「利害関係人」(民法786条)に当たらないとして,訴えを却下したため,Xらが控訴をした。

本判決は,「利害関係人」は,当該認知が無効であることにより自己の身分関係に関する地位に直接影響を受ける者を指すものと解されるところ,本件認知により,XらとY2との間には,二親等の直系血族関係が生じ,Xらには,Y2に対する扶養義務が生じている,また,Xらは,Y1の相続に関し,第二順位の相続権を有するところ,本件認知により,Y2は,次男Bと共に第一順位の相続権を有することとなるから,これによりXらの相続権が侵害される関係に立つ,従って,「利害関係人」に当たるといふべきであるとして,原判決を取り消した。なお,現状では扶養が必要となる可能性が低く,また,相続権に影響を与える場合は,Y1とBが同時に死亡した場合に限られ,その可能性が低い,これらの可能性が低いことをもって影響が間接的であるということとはできないと述べた。

(2) 東京高判平成27年7月8日 判例時報2285号54頁

平成27年(ネ)第942号・同2581号 損害賠償等請求控訴,同付帯控訴事件(変更(上告・上告受理申立て))

AがBに対し建物明渡請求訴訟を提起し(訴額18億円),弁護士でもある参議院議員XがBの訴訟代理人を務めたところ,同訴訟がB敗訴に終わった。その後,AがBの破産を申し立てたため,XがBとの間で合計7300万円の弁護士報酬一括支払いについての債務弁済契約公正証書を作成し,Bの破産手続において破産債権の届け出をした。破産管財人は,債権者集会において全額を認めない債権として債権認否表に記載したが,Xの異議に基づき破産管財人が提起した訴訟手続において報酬請求権全額の支払義務を認める等の裁判上の和解が成立した。この裁判上の和解が成立する前,Xが法務大臣に就任して間もないころ,出版社Yが,Xのした破産債権届出により配当が減る立場にあるAがXを非難する見解等を掲載し,Xの反論は雑駁な口語調で短く断片的に紹介するにとどめ,「大臣失格」「違法請求疑惑」「虚偽の債権」などの表現を用いた記事(本件記事)を掲載した週刊誌を発売するとともに,各主要日刊紙に広告を掲載した(本件広告)。これに対し,XがYに対し損害賠償及び謝罪広告掲載を請求した事案。

第1審判決は,本件記事は一般読者に共謀して虚偽の債権を届け出て違法に請求した者と認識させるものであり社会的評価を低下させるとして慰謝料150万円,弁護士費用15万円を認めしたが,謝罪広告については本訴訟によって名誉棄損が明らかとなったことを自身で発信することが十分可能であるから取返してYの負担で実施するまでの必要はないとして棄却した。この控訴審判決は,本件記事による名誉棄損については第1審判決をほぼそのまま支持した上で,謝罪広告について,第1審判決の判断を覆し,本件記事によってXの名誉が毀損された程度は著しく,その救済として金銭賠償だけでは十分とは言えず,併せて原状回復の手段をとることが必要として,その掲載を命じた。

(3) さいたま地熊谷支部判平成27年3月23日 判例時報2284号86頁

平成25年(ワ)第364号 遺言無効確認等請求事件(認容・控訴(後和解))

本件は,Y(養護老人ホーム)に入所していたMによる,Yに葬儀費用等を除いた財産全部を包括遺贈する旨の公正証書遺言(本件遺言)について,Mの長女XがYに対し,錯誤無効等を主張して無効確認の訴えを求めるとともに不当利得に基づきYが利得した2093万円余の返還を求めた事案である。

本判決は,錯誤により遺言が無効とされるのは,当該遺言における遺言者の真意が確定された上でそれについて遺言者に錯誤が存在するとともに,遺言者が遺言の内容となった事実について真実を知っていたならば,かかる遺言をしなかったといえることが必要であるとし,本件遺言作成の約1ヶ月前にMにより作成された遺言書骨子案には,X(知的障害者更生施設に入居)とA(Mの長男で統合失調症のため入院,M死亡の数ヶ月後に死亡)が金銭を必要とする場合はYの代表理事BによりMの所有金から支出してもらいたいこと,M,X,Aが死亡した場合は代表理事Bにより葬儀等を執り行い残額がある場合にはYに残額を寄付する」という趣旨が書かれ,同骨子案を実現するために本件遺言をすとしたが,本件遺言には,Mの葬儀費用等を除いた残りのMの遺産全部を包括してYに遺贈するとあり,付言事項として,XとAが施設等でお金を必要とする場合や両人が死亡した際の葬儀費用等はMの寄付金から支出して頂くようYにお願いする,とあり,骨子案と内容が異なっているところ,Mの意思はXやAに生活費等が確実に支払われることが極めて重要であった,少なくともYがXとAに対し生活費等を支払う法的義務を負わないと認識していれば本件遺言はしなかったことが認められるとして,錯誤を認め,Xの請求を全部認容した。

(4)大阪地判平成27年6月24日 判例時報2284号94頁

平成26年(ワ)第6625号 求償金等請求事件(一部認容,一部棄却(確定))

X(信用保証協会)は,Y1(建設会社)の銀行に対する債務を代位弁済したとしてY1に対して求償請求し,Y2(Y1の代表取締役)及びY3に対し,連帯保証債務の履行を請求したところ,Y3は,Y1によるXへの求償債務の最終弁済は平成20年11月28日であり,平成25年11月28日の経過により主債務である求償債務について消滅時効が完成し,これにより保証債務も消滅したとして消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

本判決は,主債務の承認を行うことができるのは主債務者Y1に限られるとした上で,Y2の行った連帯保証債務の弁済が主債務である求償債務の承認を包含しているといえるためにはその弁済がY1の代表取締役として行った性格を有することが必要であり,Y2の行為がそのような性格を有するかどうかは行為の内容のほか,外形(相手方からみて誰の行為であると理解しうるか),当該行為に至る経緯,Y社の活動状況等の事情を勘案しつつY2の意思を合理的に解釈すべきであると,平成18年にはY1は休業を届け出事実上活動を停止しており,Y2は平成20年11月28日まではXが送付した払込取扱票をそのまま使用し支払いしたが,それ以降は取扱票に印字されていたY1の本店所在地・名称を二重線で消しY2の住所及び氏名を記載した上で支払うなどしており,Y2はY1の代表取締役として行為を行う意思を有していなかったとし,Y3に対する請求を棄却した。なお消滅時効を援用しないY1及びY2に対する請求は全部認容した。

(5)東京地判平成27年6月26日 判例時報2286号72頁

平成26年(ワ)第19431号 損害賠償請求事件(棄却)

歩道を歩行していた82歳のAが突然,バランスを崩して車道に転倒し,路線バスに左上肢を轢過された事故(本件事故)について,Aの相続人らが,バス保有者Y1及びそのY1と契約していた保険会社Y2に対して,自賠法3条に基づき損害賠償請求を求め,同条但書の免責が争いとなった。

本判決は,バス運転者Bの過失について,Aの転倒前は,Bが見た時点では歩道を普通に歩行しており,Aの転倒を予見するのは困難であったとして予見可能性を否定し,Aの転倒後は,バス乗客がAの転倒に気付いて騒ぎ声をあげた時には,BからはAを見ることができず,騒ぎ声を聞いた時点でバスのサイドミラーを見て,Aの転倒を確認し,急ブレーキを掛けたとしても轢過は回避することはできなかったとして,結果回避可能性を否定し,Bを無過失と判断し,請求を棄却した。

(6)大阪地判平成27年7月22日 判例時報2286号118頁

平成27年(ワ)第1564号 報酬金支払請求事件(認容(確定))

成年被後見人Aの成年後見人に選任された弁護士Xが,A死亡後,相続人Y1,Y2に対して,死亡までの最後の後見人報酬42万1200円について,法定相続分(各4分の1)に応じた報酬金各10万5300円及びこれに対する遅延損害金を求めた。しかし,Yらは,後見人報酬は,成年後見人の管理している成年被後見人の財産から支払うべきであり,後見人報酬債務を法定相続分に応じて相続していないとして,これを支払わなかった。

本判決は,公正証書遺言において,相続債務について何ら定めていない以上,本件後見人報酬債務については,原則通り,相続人が法定相続分の割合に応じて分割承継することになり,成年被後見人が死亡した場合,実務上,成年後見人において,家庭裁判所から成年被後見人が死亡した日までの最後の報酬の付与審判を得て,成年後見人が成年被後見人の死亡後も引き続き管理している財産から同報酬の支払を受けた上で,残余財産を相続人に引き継ぐという処理をすることが一般的であるとしても,Xがこれと異なる処理をしたことによって,かかる解釈が左右されるものではないとして,Yらの反論を排斥した。

(7)東京地判平成27年9月1日 判例タイムズ1422号278頁

平成26年(ワ)第8713号 損害賠償請求事件(第1事件),平成26年(ワ)第12246号 原状回復費等請求事件(第2事件)(請求棄却,控訴(第1事件)認容,控訴(第2事件))

Xは,仲介業者Y2の仲介によりY1から事務所を賃借してインターネット販売等の事業を行っていたが,賃借後に本件事務所の住所がいわゆる「振り込め詐欺」の金員送付先住所として警察庁等のホームページに公開されていることを知り,賃貸借契約を解除し,Yらに対し,本件住所が上記のとおり公開されていたことは本件事務所の「隠れたる瑕疵」にあたり,その瑕疵のためにXの売上が減少してXは事務所の移転を余儀なくされ,信用も毀損されたと主張するとともに,Yらは本件住所が振り込め詐欺の関連住所であることをXに説明・告知すべきであったのにこれを怠ったと主張し,瑕疵担保責任,不法行為ないし債務不履行に基づく損害賠償を請求した。

本判決は,当該振り込め詐欺事件の公知性,Xの顧客が警察庁のホームページ等を確認したうえでインターネット取引を行うことの蓋然性,Xの本件事務所移転前後の売上の推移,本件事務所のその後の賃貸状況等を検討のうえ,本件事務所に隠れたる瑕疵があるとは認められないとし,また,Yらは本件事務所の賃貸当時,本件住所が振り込め詐欺関連住所として公開されていたことを知っていたとは認められないし,事業用物件の賃貸にあたっては,特段の事情がない限り,賃貸人等において,当該賃貸物件につき過去に犯罪に使用されることがないかを調査・確認すべき義務

があるとは認められないとして、Xの請求を棄却した。

(8)東京地判平成27年10月22日 金法2041号80頁

平成26年(ワ)第14920号 遺言無効確認等請求事件(請求認容)

Aの相続人は、妻であるY1と子であるY2、Y3およびXである。Aは、平成25年12月に死亡したが、Aの遺言書として平成12年付自筆証書遺言、平成17年付遺言公正証書および平成20年付自筆証書遺言の3通の遺言書が証拠として提出されている。本件は、上記平成20年付自筆証書遺言が無効であるとして、Xが、遺言の無効確認等を求めた事案である。

本判決は、平成20年付遺言の氏名がAの筆跡と同一であるとする鑑定書があるものの、鑑定にあたり対照した資料の中にAが作成したものではないと疑われる資料が含まれている上、Aとは別人の筆跡であるとする鑑定書も存在し、直ちにどちらか一方の鑑定書が正しくて、他方の鑑定書が誤りであると認めるに足りる証拠もないことから、Aが氏名を自書したと認めることはできないと判示した。また、平成20年付遺言の印影と同一の印影がある書証は本件において何ら提出されておらず、平成20年遺言の印影を顕出した印章がAの印章であると認めるに足りる証拠はないから、Aが押印したと認めることもできないと判示した。さらに、平成20年付遺言の内容は、平成17年付遺言に現れているAの相続に対する考え方とあまりにもかけ離れているところ、Aの相続に対する考え方が平成17年付遺言から平成20年付遺言の間に変化したと認めるに足りる証拠もないことから、平成20年付遺言はAの意思に基づくものと認めることもできないと判示した。

【商事法】

(9)大阪高判平成27年10月29日 判例時報2285号117頁

平成26年(ネ)第3078号 MBO株主代表訴訟控訴事件(一部変更(上告受理申立て))

株式会社Aの株主Xが、「Aの取締役兼代表執行役社長Y1、取締役Y2及び社外取締役3名が、AのMBOを行うに際し、利益相反等の善管注意義務違反及び忠実義務違反並びに情報開示義務違反に当たる行為をしたため本件MBOが頓挫し、これによりAに無駄な費用支出や信用失墜を招いた」と主張して、会社法423条1項、430条及び847条3項に基づきYらに対し連帯してAに5億円を支払うよう求めて提起した株主代表訴訟において、Y1にMBOの合理性確保義務違反はないが、根拠薄弱な利益計画による数字合わせを図り、第三者評価機関の算定方法に不当に介入してその独立性を脅かしたこと等は許容限度を超えた介入として取締役としての善管注意義務違反となり、一旦かかる不当な介入がされれば、その後の行動如何にかかわらず、本来なら不必要な出費をAが余儀なくされることになるから、かかる出費による損害を賠償する義務を負い、そのことを認識しながら適切な監督を怠ったY2も同様であるが、社外取締役3名にはY1の監視義務違反はなく、手続的公正性配慮義務違反があったとは言えない、として、Y1及びY2に対し、利益相反行為のため本件MBOの公正が疑われたことによりAがその検証、調査等のために支出を余儀なくされた1億2006万9421円の連帯支払を認めた事例(なお、第1審判決では、Y1及びY2に対する1億9706万9421円の連帯支払が命じられていた)。

(10)東京地判平成27年9月7日 金法2041号88頁

平成26年(ワ)第26378号 株主総会決議無効確認等請求事件(請求一部認容)

株式会社Xは、放射性物質の除染技術に関する特許およびノウハウを事業化するために株式会社Yを設立した。Yは、補助参加人である株式会社Zから出資を受けた上、事業構想を推進していたものであるが、途中で頓挫してしまった。Zは、Yに出資した際、Yが解散した際の残余財産について、現預金その他の金融資産すべてをZが受け取り、金融資産以外のすべての財産をXが受け取る旨等が記載された基本合意書を、Xとの間で取り交わしていたところ、同基本合意の当事者にYは含まれておらず、Yにおいて同基本合意を内容とする定款変更も行われていなかった。ところが、Yは、上記基本合意に沿って、Xを除いた形で残余財産を分配し、清算事務は終了したとして、決算報告を承認する旨の株主総会決議を行った。これに対し、Xが、残余財産の分配および本件決議の無効確認を求めて提訴したのが本件である。

本判決は、残余財産の分配について株主ごとに異なる取扱いを行ういわゆる属人的定めを置く際に特殊決議(会社法309条4項)によることと定められている趣旨は、とくに少数派株主の利益保護を図ろうとしたものと解されるとした上で、残余財産の分配に関する属人的な定めについて、定款変更という形式が取られなくても、全株主が同意している場合などには、定款変更のための特殊決議があったものと同視することができるし、他に権利を害される株主がいないのであるから、同法109条2項の趣旨に反することはないと判断した上で、本件においては全株主が同意している場合に当たるとして、上記基本合意に沿って残余財産の分配が行われるべきとした。次に、同法502条は、残余財産分配請求権が会社債権者に劣後するという本質的なことを明らかにする規定であり、同条ただし書はこうした優先性が害される事態を避ける趣旨であるとの解釈を示し、清算会社に対する債権の存在を主張する者がいる場合には、債権者が債権の存在および額についての根拠を全く示さないなどといった特段の事情がない限り、その存否および額が確定するまでは、相当財産を留保しない限り、株主に対する残余財産の分配を行ってはならないと判断した上、本件においてはYの負担すべき債務となる余地がないことが明らかであるとまでは認められないとして、Yの行った財産の留保のない分

配を同条に違反するものと判断した。

【知的財産】

(11)知財高判平成28年4月12日 裁判所HP

平成27年(行ケ)第10219号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(認容)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/835/085835_hanrei.pdf

「フランク三浦」の文字からなる本件商標登録(登録第5517482号)を受けた原告が、無効審決を不服として審決の取り消しを求めた事案であって、本件商標は引用商標に類似するとはいえず、出所について混同を生ずるおそれがあるとはいえない、として無効審決を取り消した事案。

本件商標は、「フランク」の片仮名及び「三浦」の漢字を手書き風に横書きして成るもので、その構成全体から「フランクミウラ」との称呼が生じる。引用商標1は、「フランク ミュラー」の片仮名を標準文字で書いて成るもの(登録第4978655号)であり、その構成全体から「フランクミュラー」との称呼が生じる。

本件商標と引用商標1を対比すると、称呼において類似するが、その外観において明確に区別し得る。さらに、本件商標からは、「フランク三浦」との名を用いる日本人等の観念が生じるのに対し、引用商標1からは、外国の高級ブランドである被告商品の観念が生じるから、両者は観念において大きく相違する。そうすると、本件商標は引用商標1に類似するものということとはできない。

これに対し、被告は、本件商標は、著名ブランドとしての「フランク ミュラー」の観念を生じる引用商標1とは、観念において類似し、称呼においても類似するから、両者は類似の商標である旨主張する。しかしながら、本件商標は、その中に「三浦」という明らかに日本との関連を示す語が用いられており、かつ、その外観は、外国の高級ブランドである被告商品を示す引用商標1とは出所として観念される主体が大きく異なるものであることに照らすと、本件商標に接した需要者は、引用商標1を連想するにすぎないのであって、本件商標が被告商品を表示すると認識するものとは認められないし、本件商標から引用商標1と類似の観念が生じるものともいえない。

また、被告は、原告商品が被告と何らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかのように、その出所について混同を生ずるおそれがあることは否定できない旨主張する。しかし、被告商品は、多くが百万円を超える高級腕時計であるのに対し、原告商品は、その価格が4千 6千円程度の低価格時計であって、被告商品とはその指向性を全く異にするものであって、取引者や需要者が、双方の商品を混同するとは到底考えられない、として原告の請求は認容された。

(12)知財高判平成28年5月11日 裁判所HP

平成27年(行ケ)第10122号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/871/085871_hanrei.pdf

特許出願人である原告が、拒絶審決の取消しを求めた事案であって、「冷却又は冷凍されることによって、一部の赤外放射線を濾光するとともに、治療される組織の冷却を提供することができる水フィルター」を備えた「皮膚科学的治療のためのシステムおよび装置」である本願発明について、引用発明1及び引用例2に記載された発明に基づいては容易に想到することができないとして、拒絶審決を取消した事案。

引用発明1に引用例2に記載された発明を適用することについて、引用例2に記載された発明は、「患者の皮膚の処置のため、ランプからの光を導波管を通じて患者の皮膚へ向けるための装置において、光スペクトルのフィルター処理を行なうためにフィルターを設け、フィルターを液体水フィルターとすること」であり、この液体水フィルターの水を皮膚の冷却用に使用することは、認められず、したがって、仮に引用発明1の「プリズム及びプリズムの側面のコーティングからなる光学的フィルター」を引用例2に記載された液体水フィルターに替えたとしても、光学的フィルターが生物組織を冷却するという相違点に係る本願発明の構成に至らない。

被告は、液体水フィルター等の冷却手段による冷却能力は、光の強さ、光の照射時間、導波管の長さ、導波管の熱容量、液体水フィルターの温度、治療開始時の導波管の温度等に依存するものであるから、引用発明2のフィルターを液体水フィルターとした場合、当業者であれば、液体水フィルターによって患者の皮膚を冷却する効果を実現するために必要な設計変更を行うことは可能である旨主張する。

この点に関し、引用例2において、液体水フィルターについては、「厚さ1 3mmの液体水フィルターが使用され得」と記載されており、そのように薄く広げられた水が導波管の冷却を介して皮膚を冷却する効果をもたらすとは必ずしもいい難い。しかし、水に入射した光の透過率は水の層が厚くなるほど低下することに鑑みると、上記厚さは、皮膚の美容及び医療の皮膚科学処置という装置Dの目的を達成するのに必要な光の量を確保する観点から定められたものとみることができ、皮膚を冷却するために液体水フィルターをより厚いものにすると、光の透過率が低下し、上記目的を達成する装置Dの機能を損なう結果になる。よって、当業者において、原告主張に係る設計変更を行うことが可能であると直ちにいうことはできない。

以上によれば、本願発明は、引用発明1及び引用例2に記載された発明に基づいては容易に想到することができるということとはできず、本件審決の判断は、誤りである。

(13)知財高判平成28年5月18日 裁判所HP

平成27年(行ケ)第10139号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/891/085891_hanrei.pdf

無効審判の請求人である原告が、特許無効審判の請求を棄却した審決の取消しを求めた事案であって、審決書に引用発明の認定に係る原告の主張を排斥する理由が明示的に記載されていないからといって審決の理由に不備があるということとはできないとして、請求が棄却された事案。

特許法157条2項4号が審決をする場合には審決書に理由を記載すべき旨定めている趣旨は、審判官の判断の慎重、合理性を担保しその恣意を抑制して審決の公正を保障すること、当事者が審決に対する取消訴訟を提起するかどうかを考慮するのに便宜を与えること及び審決の適否に関する裁判所の審査の対象を明確にすることにあるというべきであり、したがって、審決書に記載すべき理由としては、当該発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者の技術上の常識又は技術水準とされる事実などこれらの者にとって顕著な事実について判断を示す場合であるなど特段の事由がない限り、審判における最終的な判断として、その判断の根拠を証拠による認定事実に基づき具体的に明示することを要するものと解するのが相当である(最高裁昭和54年(行ツ)第134号同59年3月13日第三小法廷判決・裁判集民事141号339頁)。

これを本件についてみるに、審判請求書によれば、原告は、引用例1に記載された発明としては、その実施形態に係る記載を引用し、段階設定値に係る構成を含まない発明を主張したことが認められる。そして、別紙審決書によれば、本件審決には、原告の上記無効審判請求が成り立たないとの結論とともに、その理由として、引用例1の実施形態に係る記載から引用発明1を認定した上で、本件発明1と引用発明1とを対比し、両者の相違点についての容易想到性に係る判断が、証拠による認定事実に基づき具体的に明示されているものということができる。

ところで、本件審決が認定した引用発明1は、段階設定値に係る構成を含む発明であり、かかる構成を含む点において、原告の主張とは異なる。そして、本件審決は、原告の主張する引用例1に記載された発明を認定しなかった理由を明示的に記載していない。この点、本件審決は、措辞必ずしも適切とはいえないが、特許法が審決書に理由を記載すべき旨定めている趣旨は、前記のとおりであって、かかる趣旨に照らせば、引用発明の認定に係る原告の主張を排斥する理由が明示的に記載されていないからといって、理由が記載されていないというわけではない。

この点を措いても、本件審決は、相違点1が一致点であって、相違点ではないとしても、本件発明1と引用発明1とは、相違点2及び4の点で相違するとし、これらの相違点の容易想到性に係る判断を示している(なお、原告は、本訴において、相違点4の認定を争っていない)。原告の理由不備に係る主張は、要するに、本件審決における引用発明1の認定の誤りを主張するものにすぎない。

以上によれば、本件審決に、審決の理由は示されており、審決の理由に不備があるということとはできない。

(14)東京地判平成28年4月28日 裁判所HP

平成27年(ワ)第18469号 損害賠償等請求事件 著作権 民事訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/863/085863_hanrei.pdf

琉球大学名誉教授であって有用微生物群(EM)の研究者である原告が、新聞社である被告に対し、被告が発行する新聞の記事に原告の執筆したブログの一部を引用したことが原告の複製権及び同一性保持権の侵害に当たるとともに、原告を取材せずに記事を掲載した行為が不法行為に当たると主張して、損害賠償等を求めた事案。

著作権法において保護対象となるのは思想又は感情を創作的に表現したものであり、思想や感情そのものではない。本件において本件原告記載と本件被告記載が表現上共通するのは「重力波と想定される」「波動による(もの)」との部分のみであるが、この部分はEMの効果に関する原告の学術的見解を簡潔に示したものであり、原告の思想そのものということができるから、著作物に当たらないと解するのが相当である。したがって、被告による複製権侵害を認めることはできず、また、これを前提とする同一性保持権侵害の主張も採用することができない。

被告の行為は、被告が作成し、公表している行動基準が規定する取材方法(「出来事の現場を踏み、当事者に直接会って取材することを基本とする。特に、記事で批判の対象とする可能性がある当事者に対しては、極力、直接会って取材する。」)に抵触しかねない行為であったと考えられる。しかし、上記基準は記者が自らの行動を判断する際の指針として被告社内では定められたものであり、これに反したとしても直ちに第三者との関係で不法行為としての違法性を帯びるものでない、として原告の請求は棄却された。

【民事手続】

(15) 最二決平成28年2月26日 判例タイムズ1422号66頁

平成27年(オ)第1701号,平成27年(受)第2131号 認知請求事件(上告棄却,上告不受理)

原告が検察官を被告として,自己がAの子であると認知(死後認知)を求めた訴訟について,検察官のために第1審から補助参加していたAの長女Bが,原告の認知請求を認容すべきとした原審の判断に対し,Bに対する原判決正本の送達日を基準とした上訴期間満了前ではあるが検察官のための上訴期間経過後に上告兼上告受理の申立てをした点について,最高裁は,人事訴訟法(平成15年法律第109号)施行後における確立した実務に沿って,検察官を被告とする人事訴訟において訴訟の結果により相続権を害される補助参加人(共同訴訟的補助参加人)からの上告兼上告受理申立ては検察官のための上訴期間経過後であっても適法であることを前提に上告棄却兼不受理決定をした。

(16) 最一判平成28年4月28日 最高裁HP

平成27年(受)第330号 債務不存在確認等請求本訴,不当利得返還請求反訴事件(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/854/085854_hanrei.pdf

(裁判要旨)

破産手続開始前に成立した第三者のためにする生命保険契約に基づき破産者である死亡保険金受取人が有する死亡保険金請求権は,破産財団に属する。

(理由)

第三者のためにする生命保険契約の死亡保険金受取人は,当該契約の成立により,当該契約で定める期間内に被保険者が死亡することを停止条件とする死亡保険金請求権を取得するものと解されるところ(最高裁昭和36年(オ)第1028号同40年2月2日第三小法廷判決・民集19巻1号1頁参照),この請求権は,被保険者の死亡前であっても,上記死亡保険金受取人において処分したり,その一般債権者において差押えをしたりすることが可能であると解され,一定の財産的価値を有することは否定できないものである。

(17) 仙台高決平成26年11月28日 判例タイムズ1422号138頁

平成26年(ラ)第151号 移送決定に対する即時抗告事件(取消,自判,確定)

原裁判所である家庭裁判所に管轄のない家事調停事件が申し立てられたため,原裁判所が,自庁処理をせずに職権で管轄裁判所に移送する旨の決定を行ったことに対し,抗告審は,当該家事調停事件が,相手方の婚約不履行を理由とする慰謝料調停及び申立人が子の法定代理人親権者母として申し立てた認知調停であるところ,申立人と相手方の男女関係は,もともと原裁判所の管轄区域内で生じたものであり,移送先裁判所に管轄が生じたのは,その後に相手方が転居したためであったこと,申立人が本件調停を管轄権のない原裁判所に申し立てたのは,原裁判所に,相手方が先に申し立てた男女関係解消に関する調停が係属しており,本件調停は,前件調停の話し合いを実質的なものとするために申し立てられたもので,特に認知調停は相手方の意向を受けて申し立てられたものであったこと等の事実から,当該移送決定は家庭裁判所に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又は濫用するものであって違法であるとして,原決定を取り消した。

【刑事法】

(18) 最三判平成28年3月8日 最高裁HP

平成26年(あ)第959号 住居侵入,強盗殺人,銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/896/085896_hanrei.pdf

(要旨)

死刑の量刑が維持された事例(福島夫婦強盗殺人事件)

(事案)

職に就くことなく,家賃滞納のため借家を明け渡さざるを得なくなり,妻と車上生活を送っていた被告人は,就職して勤務先から住宅購入資金が借りられることになったなどと妻に嘘を重ねた結果,多額の金員を手に入れる必要に迫られた挙げ句,民家に押し入って金品を強奪しようとして計画するとともに,家人に騒がれたときには殺害もやむを得ないなどと考え,あらかじめペティナイフ等を準備した上,早朝,福島県内の民家に侵入し,財布を窃取した後,起床してきた夫婦(夫Aは当時55歳,妻Bは当時56歳)の頸部,頭部等を同ナイフで複数回突き刺すなどして殺害し,金品を強奪した行為で強盗殺人罪で起訴され,第1審判決は死刑を科刑し,原判決もこれを維持した。

弁護人が上告した。

(判旨)

甚だ浅慮かつ身勝手に近隣の民家を襲って強盗殺人に及んだ動機に酌むべき点はない。被告人は,起床してきたA

と対峙し、ひるまない同人に当初こそ未必的であったものの、その後は強固な殺意をもってペティナイフで頸部、頭部等を攻撃し続け、重傷を負ってふらついている同人のうなじを更に突き刺し、とどめを刺した。なおも金員を強奪するため、Bに対し、側頭部を同ナイフで突き刺すなどしてキャッシュカード等の暗証番号を聞き出し、同女が救急車を呼ぶよう再三懇願するの無視し、頸部を突き刺している。いずれの被害者に対しても、めった刺しにして、その場で殺害しており、犯行態様は非情かつ残酷である。

そうすると、被告人の刑事責任は、極めて重大であるといわざるを得ず、被告人が遺族らに謝罪し、反省の態度を示していること、前科がないことなど、被告人のために酌むべき事情を十分考慮しても、その刑事責任は極めて重大であり、原判決が維持した第1審判決の死刑の科刑は、当裁判所もこれを是認せざるを得ない。

よって、上告を棄却する。

(19) 最一決平成28年3月23日 最高裁HP

平成26年(あ)第1870号 詐欺被告事件(上告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/897/085897_hanrei.pdf

(要旨)

罪数に関する法令適用の誤りがあるが、刑訴法411条を適用すべきものとは認められないとされた事例

(判旨)

第1審判決が認定し、原判決が是認した事実関係の下においては、第1審判決が判示第1(平成19年1月12日から平成22年1月26日までの145回にわたる振込入金にかかる各所為)と判示第2(平成22年2月22日から平成25年9月27日までの70回にわたる振込入金にかかる各所為)を併合罪として処断したのは、法令の適用を誤ったものというべきであるが、本件事案に照らせば、いまだ刑訴法411条を適用すべきものとは認められないから、上告は棄却する。

【公法】

(20) 東京高判平成26年9月11日 判例タイムズ1422号106頁

平成26年(行コ)第10号 相続税更正処分等取消請求控訴事件(控訴棄却、確定)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/926/084926_hanrei.pdf

母Aの唯一の相続人Xが、Aの相続に係る相続税の申告について、処分行政庁が、Aが保険会社との間で締結した年金支払特約が付された変額個人年金保険契約によって発生する受給権は相続税法24条1項柱書きに規定する定期金給付契約に関する権利に該当しないと判断して、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしたため、当該各処分の取消しを求めた事案において、当該受給権が、上記規定の「定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利」に該当し、同項に基づいて権利の価額を算定すべきか否かが争点となった。本判決は、Aと保険会社との間で本件死亡給付金の受取人に指定されていたXが、本件特約の定める保険死亡給付金の支払事由の発生(Aの死亡)により、年金払いとされる本件死亡給付金の請求権を取得したものと認められ、本件受給権は、「定期金給付契約に関する権利」に当たり、かつ、「当該契約に係る権利を取得した時において定期金給付事由が発生している」との要件にも該当するから、本件受給権の価額は、同法24条1項1号に従い、Xの指定により確定した残存期間(36年)に受けるべき給付金の総額に所定の割合を乗じて評価すべきとして、Xの請求を認容した原審の判決を維持した。

(21) 大阪地判平成26年12月17日 判例タイムズ1422号216頁

平成25年(行ウ)第104号 処分取消等請求事件(一部認容、控訴(後控訴棄却))

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/006/085006_hanrei.pdf

被告交通局営業所に所属し、バスの運転業務に従事していた原告は、被告が職員に対し入れ墨に関するアンケート調査等を行ったことが違憲・違法であるとして、調査への回答を拒否したことを理由とする戒告処分の取消し等を求める訴訟を提起(別件訴訟)し、これに対し、交通局長が、原告と面談を行い、別件訴訟の取下げを求めたのに対しても拒否をしたので、その後、原告は、営業所から運輸課への転任を命じられた。そこで、原告は、本件転任命令が裁量権を逸脱・濫用した無効な処分であるとして、行訴法30条に基づきその取消を求める等の訴訟を提起した。

本判決は、本件転任命令が行政処分に当たるとしたうえで、転任命令は、交通局長が原告に対し、別件訴訟を取り下げることを求めたが、原告がそれに応じなかったことを理由とするもので、公務員が、処分の取消しを求めて提訴すること自体は憲法上保障された権利であることからすれば、本件転任命令は、原告の裁判を受ける権利を侵害する不当な意図・目的によるものというほかなく、処分には裁量権の逸脱・濫用があると判断し、当該処分を取り消した。

【社会法】

(22) 広島高判平成27年11月17日 判例時報2284号120頁

平成26年(ネ)第342号 地位確認等請求控訴事件(一部変更(確定))

管理職である副主任の地位にあった理学療法士Xが労働基準法65条3項に基づく妊娠中の軽易な業務への転換に際して使用者Yにより副主任を免ぜられ(本件措置)、育児休業終了後も副主任に任ぜられなかったことが「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」(以下、均等法)9条3項に違反して違法無効であるとして使用者Yに対し管理職手当及び損害賠償を請求した事案である。

一審及び差戻前二審判決は本件措置は均等法に違反しないとして請求を棄却したためXが上告したところ、最一判平成26年10月23日は、均等法9条3項は強行規定と解するのが相当であり、妊娠中の軽易な業務への転換を契機とする降格は原則として同項の禁止する取扱いに当たるが、当該労働者が自由な意志に基づいて降格を承認したと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するなど特段の事情が存在するときに当たらないと解するのが相当であり、特段の事情につき審理を尽くす必要があるとして二審判決を破棄して二審に差し戻した。

本判決は、本件措置につきXの承諾を得たと認められるに足りる証拠はなく、仮に認められたとしても自由な意志に基づくものと認定しうる合理的な理由は存在しない等判断し、Yに対し、Xが本来受け取るべき副主任手当及び出産手当等合計45万円余、慰謝料100万円、弁護士費用30万円の合計175万円余の支払いを命じた。弁護士費用が30万円とされたのは、本件の訴訟が最高裁により差し戻されるという異例の展開となったこと、手当不支給分は賃金請求権に基づき認定されたものであるが本件措置は不法行為であることから不支給分は不法行為に基づく損害としても評価できるとし、不支給額を含む認容額全額について弁護士費用算定根拠とした。

【その他】

(23) 鳥取地判平成28年3月11日 金法2040号94頁

平成27年(ワ)第135号 損害賠償等支払請求事件(請求棄却)

Xに対して金銭債務の支払いに係る各債務名義を有する者らから委任を受けた補助参加人の弁護士Zは、同各債務名義に基づく債権の履行を求め、代理人としてXほか複数名に対し損害賠償等支払請求に係る別件訴訟を提起した。弁護士Zは、Y1弁護士会に対し、依頼者が再三にわたり債務名義に基づく強制執行を試みたが、いずれも不奏功に終わったこと等を理由として、執行の端緒とするべく、Y2銀行の原告名義の預金口座について、口座番号、預金残高、3年間の取引履歴の照会を求める申し出を行い、これを相当と判断したY1弁護士会はY2銀行に対し照会をしたところ、Y2銀行がこれに応じて照会事項の報告を行った。弁護士Zは、別件訴訟において、上記報告を書証として提出した。Xは、Yらは照会理由における、強制執行の実行・強制執行の不奏功の事実について真実であるかどうかを審査する注意義務があったにもかかわらず、それを怠り、漫然と弁護士会照会がされ、Y2銀行から報告がされた結果、上記照会申し出の目的とは異なる形で情報が公開されることになって、精神的苦痛を受けたと主張して、不法行為に基づく慰謝料を請求した。

本判決は、照会申し出をしようとする弁護士が照会申し出の理由として記載する内容については、懲戒処分の可能性を基礎とする真実性の担保があるといっておく、照会申し出を受けた弁護士会としては、その記載内容につき、外形上・文面上不合理であることが明白であるような場合を除いて、ひとまず真実として信頼することができ、これを前提に、照会申し出の必要性・相当性判断に進むことが許されると判示した。次に、弁護士会から照会を受けた照会先は、法律上の審査権限を有する弁護士会のした、照会申し出に必要性・相当性ありとする判断をひとまず信頼することが許されるというべきであり、その照会が明白に不必要または不合理であると認めるに足りる特段の事情が認められない限りは、これに対して報告する公法上の義務を負い、その義務の履行としてした報告は違法なものとはいえず、不法行為が成立することはないと判示した。

【紹介済判例】

最一決平成26年11月27日 金法2041号77頁

平成26年(許)第19号 訴訟費用確定処分異議申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/661/084661_hanrei.pdf

法務速報164号13番で紹介済

最三判平成27年9月15日 金法2040号76頁

平成25年(受)第1989号 不当利得返還請求事件(一部破棄自判・一部棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/318/085318_hanrei.pdf
法務速報173号10番で紹介済

最三判平成27年10月27日 判例タイムズ1422号80頁
平成25年(受)第2415号配当異議事件(上告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/405/085405_hanrei.pdf
法務速報175号19番で紹介済

最三判平成27年10月27日 金法2041号62頁
平成25年(受)第2415号 配当異議請求事件(上告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/405/085405_hanrei.pdf
法務速報175号19番で紹介済

最二判平成27年11月20日 判例時報2285号52頁
平成26年(受)第1458号 遺言無効確認請求事件(破棄自判)

法務速報176号2番で紹介済

最一判平成27年11月30日 判例時報2286号45頁
平成26年(受)第2146号 建物明渡請求事件(破棄自判)

法務速報176号24番で紹介済

最三判平成27年12月8日 判例タイムズ1422号75頁
平成25年(受)第2307号 寄附行為変更無効確認等請求事件(破棄自判)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/529/085529_hanrei.pdf
法務速報176号3番で紹介済

最二決平成27年12月14日 判例タイムズ1422号84頁
平成26年(あ)第1483号 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反被告事件(上告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/545/085545_hanrei.pdf
法務速報177号22番で紹介済

最一判平成27年12月14日 判例タイムズ1422号61頁
平成27年(行ヒ)第301号 開発許可処分取消請求事件(上告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/542/085542_hanrei.pdf
法務速報176号35番で紹介済

最大判平成27年12月16日 判例時報2284号20頁
平成26年(オ)第1079号 損害賠償請求事件(上告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=85547
法務速報176号5番で紹介済

最大判平成27年12月16日 判例時報2284号38頁
平成26年(オ)第1023号 損害賠償請求事件(上告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=85546
法務速報176号4番で紹介済

最一決平成27年12月17日 判例タイムズ1422号72頁
平成27年(行フ)第1号 訴訟救助申立て却下決定に対する抗告状却下命令に対する許可抗告事件(原命令破棄)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/663/085663_hanrei.pdf
法務速報176号26番で紹介済

最一判平成28年1月21日 判例タイムズ1422号68頁
平成26年(受)第547号 損害賠償請求事件(破棄自判)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/614/085614_hanrei.pdf

法務速報178号1番で紹介済

2. 平成28年(2016年)5月23日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 190 26

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律

・・・衆議院議員の定数を10人削減し,各都道府県の区域内の選挙区の数を平成32年以降10年ごとに行われる国勢調査の結果に基づきいわゆるアダムズ方式により配分すること等を定めた法律。

・衆法 190 29

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

・・・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本事項,木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を定めた法律。

・閣法 190 14

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律

・・・流通業務総合効率化事業について2以上の者が連携して行うものに限ること,総合効率化計画が主務大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する海上運送法等の特例の追加等を定めた法律。

・閣法 190 17

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律

・・・原子力発電における使用済燃料の再処理等を行う認可法人制度の創設,使用済燃料の処分の方法として再処理を選択した実用発電用原子炉設置者が発電時に認可法人に拠出金として納付する制度の創設等を定めた法律。

・閣法 190 19

港湾法の一部を改正する法律

・・・一定の旅客施設等を特定用途港湾施設の建設等に係る無利子貸付制度の対象施設として追加すること,当該港湾区域内水域等の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定する制度の創設等を定めた法律。

・閣法 190 25

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律

・・・株式会社国際協力銀行について,海外における社会資本の整備に関する事業の業務の方法に関する規制の合理化,銀行等からの外国通貨による長期借入れを可能とすること等を定めた法律。

・閣法 190 26

児童扶養手当法の一部を改正する法律

・・・児童扶養手当の支給要件に該当する児童であって母が監護するもの等が2人以上である場合における加算額の増額等を定めた法律。

・閣法 190 27

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律

・・・特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限の延長,B型肝炎ウイルスに起因して肝硬変や肝がんになり患・死亡した特定B型肝炎ウイルス感染者のうち,発症した時又は当該死亡した時から20年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者の当該給付金の額等を定めた法律。

・閣法 190 31

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律

・・・平成28事業年度から平成35事業年度までの各事業年度におけるスポーツ振興投票に係る収益の算定方法の特例等を定めた法律。

・閣法 190 32

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法

・・・特定国立研究開発法人による研究開発等を促進について、政府による基本方針の策定、中長期目標等に関する特例等を定めた法律。

・閣法 190 35

国立大学法人法の一部を改正する法律

・・・文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を指定国立大学法人として指定することができること、指定国立大学法人の研究成果を活用する事業者への出資等を定めた法律。

・閣法 190 36

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律

・・・漁船損害等補償について漁船保険組合の区域制限等の廃止、漁船保険等により填補する損害の範囲の拡大、漁業災害補償について内水面において営む養殖業の養殖共済の対象への追加等を定めた法律。

・閣法 190 37

海上交通安全法等の一部を改正する法律

・・・指定海域等にある船舶に対して海上保安庁長官が移動等を命ずることができること、指定港内の水路及び指定海域内の航路を航行する船舶による通報の手續の簡素化等を定めた法律。

・閣法 190 50

森林法等の一部を改正する法律

・・・共有者の一部を確知することができない共有林の伐採等を実施するための裁定に関する規定、森林組合及び森林組合連合会が行う森林経営事業に関する規定、国立研究開発法人森林総合研究所の業務の見直し等を定めた法律。

・閣法 190 52

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

・・・国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲、地方公共団体に対する義務付けの緩和等を定めた法律。

3.5月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

園尾隆司/福岡真之介 編 商事法務 592頁 6,048円

債権管理・保全・回収の手引き

境界立会実務研究会 編/西本孔昭/田中淳子 代表 新日本法規 360頁 4,752円

道路・水路をめぐる境界立会い 実務と課題

田村 洋三/小坪 眞史 編著 北野 俊光/雨宮 則夫/秋武 憲一/浅香 紀久雄/松本 光一郎 著 日本加除出版

504頁 4,752円

実務 相続関係訴訟 遺産分割の前提問題等に係る民事訴訟実務マニュアル

江頭憲治郎 編著 商事法務 328頁 3,996円

合同会社のモデル定款 利用目的別8類型

奥山倫行 著 民事法研究会 208頁 2,268円

弁護士に学ぶ!契約書作成のゴールデンルール 転ばぬ先の知恵と文例

登記研究編集室 編 テイハン 552頁 6,890円

不動産登記実務の視点

4.5月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

長谷川 仁彦/潘 阿憲/竹山 拓/岡田 洋介/金尾 悠香 著 保険毎日新聞社 552頁 7,020円
生命保険・傷害疾病定額保険契約法 実務判例集成 上巻

中村 真 著 学陽書房 208頁 2,592円

若手法律家のための法律相談入門

清水 節/高野 輝久/東海林 保 編著 日本加除出版株式会社 504頁 4,536円

Q&A 商標・意匠・不正競争防止の知識100問

伊藤 眞 著 商事法務 220頁 3,888円

消費者裁判手続特例法

小林 覚/渡邊 新矢/根岸 清一/福井 琢/平田 厚/柄澤昌樹 著 青林書院 680頁 7,344円

最新青林法律相談 10 独占禁止法の法律相談

木目田 裕/佐伯仁志 編 有斐閣 252頁 2,880円

ジュリスト増刊 実務に効く 企業犯罪とコンプライアンス判例精選

5. 発刊書籍<解説>

「道路・水路をめぐる境界立会い 実務と課題」

境界確定実務における地域,管轄による違い,筆界と境界(公物管理界・所有権界)について,国道・河川の境界立会いについて,旧財務省所管国有財産と境界について,東京,大阪,京都,名古屋,福岡の立会いの場合,筆界特定を利用して境界確定「不調」を解消した事例,狹隘道路をめぐるトラブルが原因となった殺人事件について,など境界紛争に関する幅広い事項について解説されている。各地の様式や図面,旧和紙公図や登記所地図,現地写真などの資料が掲載されており,境界紛争事案を取り組む際に参考になる本である。

「Q&A 商標・意匠・不正競争防止の知識100問」

商標とその使用,商標登録要件,商標の類否,出願,審査,商標権の侵害,審判,意匠登録要件,意匠の類否,意匠権の侵害,商品等表示性,混同,商品形態模倣,営業秘密,営業誹謗,パブリシティ権などについて,Q&A方式で100問,裁判官などが解説しており,当該事案の裁判における判断枠組みを学ぶことができる。具体的に解説されているため,当該事案に取り組む際に手掛かりとなる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。